

# 令和元年度 佐野市民間認可保育所実施予定事業者募集要項

## 1 募集の目的

佐野市では、子育て世代の定住促進の取組みとして、「安心して子育てのできるまちづくり」を掲げ、保育サービスの拡大・充実を図ることを目的に保育所の整備を進めています。平成30年3月には、「第2次佐野市保育所整備運営計画」を策定し、市全体の保育所整備と今後の保育施設のあり方について、公立と私立それぞれの役割を明確化し、地域において基幹的に役割を果たす公立園を残しつつ、幼児人口の増加が見受けられる地区には、民間活力の導入により、高まる保育ニーズに対応していく方針を定めました。

本要項は、この計画に基づき、市内に認可保育所を新設し、質の高い保育サービスを継続的に提供する事業者の募集を行うものです。

## 2 整備方法等

種 別	児童福祉法第35条第4項の規定に基づき設置される認可保育所
設置箇所数	1箇所
整備方法	市内に、民設民営の「認可保育所」を事業者が取得又は賃借した用地に、新園として建設する。

## 3 民間認可保育所開園までの流れ

令和元年度 事業者募集、選定委員会による事業者の選定

令和2年度 事業者による新園舎建設

令和3年4月1日 新園の開園

## 4 新園建設を指定する区域

募集する認可保育所の設置対象地域の指定はありません。ただし、できるだけ、人口動態を鑑み、立地場所の選定を行ってください。

### <整備手法>

保育園の整備に当たり、周辺地域の方々への騒音等の環境面に注意してください。また、周辺地域の方々への事前説明や調整、紛争解決についても、応募事業者の責任において誠意を持って対応してください。

## 5 応募資格及び失格事項

### (1) 応募資格

応募資格は次の各号を全て満たし、認可保育所を設置運営するための十分な資力と社

会的信用を有し、児童福祉事業に熱意を持ち、継続的に安定した保育所運営できるものとします。

- ①栃木県内において既に認可保育所などの児童福祉施設、又は、小規模保育事業所、認可外保育所等、乳児・幼児に対する事業を行っていて、十分な実績と経験がある社会福祉法人、学校法人又は株式会社であること。ただし、実績ある団体等（株式会社やNPO法人）が社会福祉法人や学校法人を新規に創設し運営することも可能とする。
- ②本市が行う保育行政の重要性を十分理解した上で、積極的に協力し、指導に従うことができること。
- ③児童福祉法、児童福祉施設最低基準等の関連法令に適合し、保育所保育指針を遵守して保育の実施にあたる意思があること。
- ④子どもを保育することに対して熱意と豊かな愛情があり、子どもの発達を深く理解していること。
- ⑤代表者及び役員に破産者及び禁固刑以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中である法人でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に関与している者、その他「佐野市暴力団排除条例」（平成23年6月20日条例第16号）に該当する者でないこと。
- ⑧法人税、消費税及び地方消費税、都道府県税、市町村民税等の税金を滞納していないこと。
- ⑨地方自治法施行令第167条の4の規定により、佐野市から一般競争入札の資格を取り消されている法人でないこと。
- ⑩直近の会計年度において、3年以上連続して損失を計上していないこと。
- ⑪事業を実施するために必要な経済的基礎として、施設整備に要する資金のほか、運営費の概ね1か月以上に相当する資金を普通預金等により保有していること。
- ⑫「保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号厚生省児童家庭局長通知。」及びそれらの関係通知において、認可できる見込みがある者であること。
- ⑬応募者が既に運営している児童福祉施設等について、直近過去3か年の指導監査において、児童福祉法第46条第3項に規定する改善の勧告又は命令若しくはこれらと同等の行政処分を受けていないこと。

## **(2)失格事項**

次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合があります。

- ①この要項に示した応募資格に該当しない者が申請した場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合

③この要項に違反又は著しく逸脱した場合

④その他不正行為があった場合

## 6 運営に関する条件

以下に掲げる諸条件について、最低水準とし、サービスが上回るものについては、提案できるものとする。

### (1) 定員等について

保育年齢及び定員	0歳～5歳児 70人から90人程度
低年齢児の保育に力を入れること。	

### (2) 園舎等の設備について

「栃木県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」のほか関係法令等を遵守すること。
---

### (3) 開所時間について

開 所 時 間	1日につき連続した11時間以上（通例午前7時30分～午後6時30分）
休 所 日	日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで

### (4) 配置すべき職員について

職員は、事業者が直接雇用する者（栄養士及び調理員については業務委託も可。）を児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年栃木県条例第27号）を満たすように配置すること。

園長	児童福祉事業に熱意があり、認可保育所の責任者として園を統括し、事業を適正に運営できる者であること。保育士登録済みで、園長、副園長又は主任保育士に準じた経験を有し、保育実務経験が平成31年4月1日時点で10年以上又は同等の経歴、識見、能力を有する者とする。また、必ず専任・常勤とし、他施設との兼務は不可とする。
主任保育士	園長を補佐し、現場職員のまとめ役として指導・教育ができる者であること。保育士登録済みで、保育実務経験が平成31年4月1日時点で5年以上又は同等の経歴、識見、能力を有する者とする。また、必ず専任・常勤とすること。

保育士	保育士登録済みの者。 保育士の半数以上（施設長を除く。）は、保育所において3年以上勤務した経験を有する者とする事。
栄養士	栄養士資格を有すること。 常勤職員を1名以上配置すること。（他施設との兼務可）
調理員	3名以上配置すること。うち2名は1日当たり6時間以上かつ1週当たり5日以上勤務する者とする。（調理業務に携わる栄養士を含む。）

### (5) 事業実施者の決定について

事業者の決定	民間認可保育所等運営事業者選定委員会による下記の審査を行い決定する。
事業者に対する審査内容	① 書類審査 ② 応募事業者によるプレゼンテーション ③ 園長候補者等のヒアリング ④ 応募事業者の運営保育園等の現地調査

### (6) 保育内容等について

保育内容	「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）」を遵守し、職員研修を実施し、職員の資質向上に努めること。また、保護者や地域との連携を密にし、全体的な保育計画および個別の指導計画のもとに、園児を保育すること。
延長保育	午後7時30分まで（月曜日から金曜日）
障がい児保育の実施	障がい児を受け入れ、統合保育を行うこと（以下「すこやか保育」という）。実施に当たっては、佐野市の指導に従うとともに、障がい児保育の経験のある職員の配置や、専門研修を実施するなど、事業者として適切なすこやか保育を実施できる体制を整えること。
乳児保育の実施	月齢6か月以上の乳児について、1日あたり11時間保育を実施できる体制を整えること。
給食の自園調理の実施	施設内調理により、園児それぞれの発達段階に応じた完全給食を実施すること。 ※「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日 児発第86号通知）を遵守する場合に限り、給食調理業務の外部委託を認めるものとする。 ・給食におけるアレルギー対応は、除去食、代替食などにより、児童1人ひとりの状況に応じたものとする事。

保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童が使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的に管理するため必要な措置を講ずること。</li> <li>・必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。</li> <li>・専門的知識をもった職員の配置を検討すること。</li> </ul>
健康診断等	<p>職員に対しては年1回、児童に対しては保育開始時の健康診断も含め、少なくとも年に2回健康診断を行うこと。</p> <p>調理業務又は調乳業務に従事する職員は、月1回以上検便を行うこと。</p>
保護者との連携	保護者と密接な連携を取り合い、日々の児童の状況を的確に把握するとともに、保護者と保育者等とで日常の児童の様子を適切に伝え合い、十分な説明に努めること。
秘密の保持	運営業務に当たって知り得た情報を、法令等に基づき開示する場合を除き、第三者に開示してはならないこと。
苦情処理	苦情受付・処理窓口の設置等、必要な措置を講ずること。
個人情報保護	個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令に準じ、適切に取り扱うこと。

### (7) 給付費等について

給付費	<p>国が定める公定価格に基づく委託費を支給する。</p> <p>公定価格の試算については、内閣府ホームページを参照のこと。  <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/faq/jigyousya.html</a></p>
費用の徴収	<p>保育料の決定及び徴収は、佐野市が行う。</p> <p>※保護者の同意を条件に、教育・保育の提供に当たり、質の向上を図るうえで特に必要と認められる対価について上乗せ徴収することができるが、公立保育所とのバランスを考慮し、必要最小限の額とすること。</p> <p>※3歳から5歳児の副食費の徴収については、4,500円を目安とし、低所得者及び第3子以降子どもの免除対象者（市が対象者一覧を送付する）からは、徴収してはならない。免除対象者分は、給付費に加算し交付する。</p>
会計の区分	認可保育所の事業とその他の事業の会計を区分すること。また、法人種別ごとに、それぞれの会計基準に準拠して処理すること。

## **(8) 施設整備補助について**

施設の整備については、国の補助事業の採択を受けて事業を実施する予定です。

建設費のうち補助対象経費の3/4を補助するものとし、補助対象経費の詳細は明確となっていないため、国及び県の動向により、見直しする場合があります。提出書類作成にお困りの場合、お問い合わせください。

## **(9) その他**

新設する保育園の開園予定時期は、令和3年4月からとなります。施設整備が諸事情により遅延する場合は、速やかに佐野市保育課へ報告し、対応については、協議の上決定することとします。

## **7 その他事業所整備・運営に当たっての諸条件**

### **(1) 近隣対策について**

円滑な事業所運営には地域住民の理解と協力が必要不可欠であるため、事業の実施にあたっては、地元自治会、近隣住民等への十分な説明を行うこと。説明にあたっては、応募をする段階にあり、新設が決定しているわけではないことを明確にすること。

また、事業者決定後の建設工事に当たっては、近隣住民及び地域へ丁寧に説明し、要望に対して誠実に対応し、騒音、安全対策、駐車場計画、工事車両通行等に留意するなど、近隣・地域への影響に配慮すること。

### **(2) 施設等の準備について**

不動産を新たに取得又は賃貸する場合は、申込書提出時点で取得又は賃借が確実に見込まれること。この場合、土地や建物に関する関係法令等について十分確認すること。

## **8 応募手続きについて**

### **(1) 募集要項等の配付**

ア 配付期間 令和元年9月9日(月)から9月30日(月)まで

イ 配付方法 佐野市公式ホームページに募集要項及び応募様式等を掲載

### **(2) 応募書類の受付**

ア 受付期間 令和元年10月1日(火)から10月25日(金)まで  
※土曜日・日曜日・祝日を除く。

イ 受付時間 午前9時～正午、午後1時～午後5時15分

ウ 受付場所 佐野市こども福祉部保育課(市役所2階 13番窓口)

エ 提出方法 直接持参

オ 提出部数 正本1部、副本8部(副本は正本のコピーで可)

※応募書類はA4版2穴ファイルに番号順に綴じ提出すること。  
また、ファイル背表紙に整備事業者名と施設名を表示すること。

## 9 質問等の受付と回答

### (1) 質問等の受付

ア 質問方法 質問の内容を書面として簡潔にまとめ、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出すること。(様式不問)

ファクシミリ：0283-24-2708 e-mail：hjigyou@city.sano.lg.jp

イ 質問期限 令和元年9月27日(金)

ウ 場所・時間 佐野市こども福祉部保育課(市役所2階 13番窓口)

持参の場合：月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分

### (2) 回答

ファクシミリ又は電子メールにより随時行う。なお、質問等について、応募者全員に周知すべき内容と市が判断した場合は、佐野市公式HP上で公開する。

## 10 選定方法及び結果の公表

ア 選定方法 書類審査の後、民間認可保育所等運営事業者選定委員会の審査を経て事業実施予定者を選定。

イ 結果の公表 選定結果は、応募者に文書で通知し、事業実施予定者について佐野市公式ホームページ等で公表する。

### 【今後のスケジュール(予定)】

令和元年9月9日	佐野市公式HPに募集要項・応募様式を掲載
10月1日～ 10月25日	応募書類の受付
11月上旬	審査(書類審査、開設予定場所確認等)
11月中旬 ～下旬	事業計画のプレゼンテーション(民間認可保育所等運営事業者選定委員会)
11月中旬 ～下旬	選定審査(民間認可保育所等運営事業者選定委員会)
11月下旬	選定審査結果通知・佐野市公式HPに公表
12月上旬	選定された事業予定者の開設準備着手
R2年4月	建設事業開始
R3年1月下旬	認可・確認申請書提出
2月中旬	佐野市子ども・子育て会議
3月中旬	園舎等の現場確認
3月下旬	設置認可・確認
R3年4月1日	事業運営開始

## 11 その他の留意点

### (1) 応募に係る費用等

本公募及び関連する事業（施設整備及び運営費補助事業等を含む）は、佐野市議会において予算等の必要な事項が承認されることを前提としています。

今回の募集に係る一切の費用は、応募者の負担とし、また、建築確認申請を含めた保育所整備に係る費用及び開設前の職員の研修費等事業者の運営に係る費用は全て応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、提出期限後の提出書類の差替え及び再提出は、誤字・脱字等の修正を除き、これを認めない。ただし、事業実施予定者の選定に当たって確認が必要とされた場合、追加・補正資料の提出や内容の再説明等を求める場合がある。なお、提出された書類は佐野市情報公開条例の対象となるため、請求により開示する場合がある。

### (3) 現地確認に関する追加事項

必要に応じ、法人本部、事業所開設予定場所及び現在経営している施設等の現地確認を行う場合がある。

### (4) 関係機関への問合せ

必要に応じ、応募事業者に関する情報を関係機関（官公庁・金融機関等）に問合せる場合がある。

### (5) 選定結果の取消し

審査の結果、事業実施予定者として選定された場合であっても、その後、本要項、添付資料及び条例等の関係規程に基づいた事業所整備を行えなかった場合（国・県の補助金の活用ができない場合など）、本事業実施予定者としての地位を取り消す場合がある。なお、この場合は、次の条件を満たす提案を繰り上げることがある。

<繰り上げにあたっての条件>

ア あらかじめ定めた合格点を上回っていること。

イ 令和3年4月1日に開設できること。

### (6) 贈与及び財産の取崩し

事業の実施にあたり、他の法人等からの贈与が見込まれる場合や、法人財産の取崩しを行う場合であって、当該法人が認可法人であるときは、当該法人の所轄庁の証明、許可等を受けること。



## **(7) 事業計画の変更**

事業実施予定者として選定された後の事業計画の変更については、サービスの向上につながるものや事業所の実施設計に伴うもの、天災等やむを得ないもので評価に影響を与えないもののみ、協議の上、必要に応じて認めるものとする。ただし、重要な事項（整備場所、寄附金、管理者等）の変更はこれを認めない。特に、管理者変更については、事業所の円滑な運営及び保護者や近隣住民との関係構築の観点から、原則として開所後3年間はこれを認めない。

## **(8) 事業所の名称**

事業所の名称については、その公益性と中立性に鑑み、特定個人等を顕彰するような名称とならないよう十分考慮すること。また、利用者等の混乱を避けるため、市内に既存する施設や事業所の名称と類似の名称は避けること。

## **(9) 募集要項の変更**

本募集要項の記載内容については、制度改正に伴い変更する場合がある。

## **(10) その他**

応募に関する質疑応答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載する場合があるため、当ホームページについては定期的に確認すること。

## **(11) 問合せ先**

佐野市 こども福祉部 保育課 事業係

〒327-8501 佐野市高砂町1番地 佐野市役所

電話：0283-20-3038      ファクシミリ：0283-24-2708

e-mail：hjigyou@city.sano.lg.jp